

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画）	事業番号	C-1-1
交付団体	新地町		事業実施主体（直接/間接）	新地町（直接）	
総交付対象事業費	15,000（千円）		全体事業費	15,000（千円）	
事業概要					
<p>JR 駒ヶ嶺駅付近に位置する農地において、「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」の「(13)復興整備実施計画」により、地盤沈下の状況を調査し排水計画に必要な実施計画を作成する。</p> <p>対象：駒ヶ嶺地区実施計画一式（事業名「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」、予定面積 49.2ha）</p> <p>「第一次 新地町復興計画」の 13 ページ「(2) 仕事の復興①農業の復興」にて、「排水機場の復旧及び排水路の整備を計画的に行い、農業経営再開に向けた支援に取り組みます」と記述。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>調査、測量・設計を進める。並行して法手続きや JR 協議を実施する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>工事に着手し年度内の完成を見込む。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>JR 駒ヶ嶺駅付近の水田においては津波の浸水被害や、駒ヶ嶺地区幹線排水路については地盤沈下に伴う流下能力の低下により津波被害の解消までかなりの日数を要した。また、農地も地盤沈下により排水不良を生じている。このため排水路の拡幅整備を進め、別途実施される排水機場の復旧と合わせて排水能力の向上を図る必要がある。</p> <p>一方、駒ヶ嶺地区幹線排水路と交差する JR 常磐線については当地区以北で受けた甚大な津波被害のため移設整備の方向だが、数年後の開通となる見通しのため、当事業を JR 運休期間に実施すれば、工期の短縮と事業費の抑制が可能となる。</p> <p>本事業によりまず実施計画を作成し、その結果を踏まえて必要な事業を選択、実施したい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>駒ヶ嶺地区幹線排水路の下流部で、地蔵川や立田川との合流部に位置する駒ヶ嶺排水機場において災害復旧事業が進められている。周辺農地については、福島県相双農林事務所により「除塩対策工事地区」と「農地復旧工事地区」に位置づけられ、町事業として復旧を図っているが、排水路の流下能力の向上は災害復旧工事の対象とはなっていない。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業	事業番号	C-7-1
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	962,290 (千円)	全体事業費	962,290 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた本町の主要な産業である水産業の、円滑かつ迅速な復興を図るため、町が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>水産業共同利用施設の整備</p> <p>釣師浜漁港：荷捌き施設及び漁村センター及び水産物加工施設 A = 1,980 m²</p> <p>製氷貯水施設 A = 130 m²</p> <p>餌料保管解凍処理施設及び漁具倉庫 A = 625 m²</p> <p>▽位置付け</p> <p>「第一次 新地町復興計画」の P28 (3) 海のあるまち再生事業にて、「漁港の復旧、堤外地・堤内地の整備など新たな漁港計画にもとづく港まちづくり、ブルーツーリズムをめざします」「岸壁のかさ上げ、電気・水道、上架・製氷施設などの復旧、防波堤、防潮堤の復旧を急ぎます」と位置づけている。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>対象各施設の設計を迅速に行うとともに、改修等の工事に逐次着手する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>引続き、各施設の改修等の工事を進め、事業を完了させる。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、本町沿岸部において 900ha を超える面積が津波により被害を受け、町沿岸部にある釣師浜漁港でも、ほとんどの施設が流失、全壊の被害を受けている。</p> <p>沿岸部に住んでいた多くの漁業者や水産加工業者は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫なども失っており、将来の見通しが立っていない状況にある。さらに追い打ちをかけるように、原発事故によって漁業再開の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。</p> <p>震災前に共同利用施設を所持していた相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがない状況で復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することは厳しい。町の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことが危惧されることから、町が水産業基盤整備を実施し、いち早い水産業の再開を支援するために本事業を実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>災害復旧事業により、釣師浜漁港の岸壁や防波堤の復旧が進められており、平成 25 年度までに完了予定となっている。しかし災害復旧事業では施設の復旧費算定に経年減価方式を採用するため、本町の古い被災施設・設備等を復旧する場合には自己負担が大きく、現在の相馬双葉漁業協同組合では復旧が難しい状況にあるため、本事業の導入により整備促進を図る。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	(なし)				

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	23	事業名	道路事業(市街地相互の連絡道路)(主)相馬亙理線整備事業	事業番号	D-1-5
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	144,000(千円)		全体事業費	3,520,000(千円)	
事業概要					
<p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた大戸浜地区、中島地区、作田地区の高台移転集落等を相互に接続し、中島地区土地区画整理事業と被災した JR 常磐線の新ルート整備とともに一体的な防災のまちづくりとして道路整備を実施するものである。</p> <p>大戸浜地区の高台から JR 常磐線の新駅が計画されている中島地区の平地部を通り、作田地区の高台へとつながるルートとなっており、二級河川砂子田川等を橋梁で交差し、県道新地駅停車場釣師線と交差し、避難路となっている複数の町道をボックスカルバートで交差する構造であり、道路構造上必要最小限の盛土構造となる。またこの盛土構造により、中島地区(土地区画整理事業)等、町中心部である国道 6 号より東側地区の浸水被害が低減されるため「二線堤」としての機能を持ち合わせている。</p> <p>踏切による被災により JR 常磐線との立体交差が求められていることから、県道も立体交差となっている。現在、道路予備設計を実施中であり、引き続き測量設計に着手したいと考えている。</p> <p>新地町復興計画に「復興道路」として位置付けられており、町民の安全安心の確保に不可欠なことから、地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている。</p> <p>・延長約 3.5km、W=6.0(10.0)m (「第一次 新地町復興計画」の 2 ページ「(1) 安心・安心なまちづくり」②土地利用を参照)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 平成 23 年度に実施した予備設計に引き続き、平成 24 年度には測量及び実施設計を行う。</p> <p><平成 25 年度> 用地買収と一部工事に着手予定。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>現道の相馬亙理線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流失し、大戸浜地区及び埴木崎地区の世帯は津波により全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画し、跡地に防災緑地を計画するとともに本路線を「二線堤」とした「多重防御」を講じ、防災拠点施設となる役場及び、国道 6 号を浸水から守ることを基本的なコンセプトとしてまちづくりを計画しており、土地区画整理事業と一体的に本路線の整備を進めることが不可欠となっている。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>被災区域内では海岸堤防、砂子田川及び三滝川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。</p>					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名	(なし)				
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	新地町沿岸近接等危険住宅移転事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)	事業番号	D-13-1
交付団体	新地町	事業実施主体(直接/間接)	新地町(直接)		
総交付対象事業費	167,700(千円)	全体事業費	335,400(千円)		
事業概要					
<p>別途進められる防災集団移転促進事業により、災害危険区域(移転促進区域)から集団移転先団地以外の宅地へと自力で移り住宅再建を行う世帯もある程度の割合で出ることから、環境未来都市にふさわしく、安全で良好な住宅建設を誘導するため、住宅建設に係る金融機関からの融資の利子相当分の支援を行い、合わせて町外への人口流出の防止を図る。</p> <p>当事業は、国交省都市局「東日本大震災の被災地における市街地整備の運用について(ガイダンス)」(平成24年1月)の1-23ページ、6)がけ地近接等危険住宅移転事業(復興交付金の対象事業)における「住宅団地に係る戸数要件を満たさない等のために防集事業を実施できない場合には、本事業による住宅建設等補助が可能であるので、必要に応じて防集事業との併用を検討されたい」との記述を踏まえて実施するものである。</p> <p>戸数：2カ年で78件を想定 ('第一次 新地町復興計画'の17、18ページ「(3)住宅・暮らしの復興、②住宅の建設・取得の支援」を参照)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24年度> 対象戸数を39戸と想定し、住宅建設費の利子補給及び引越し費用の補助を行う。</p> <p><平成25年度> 対象戸数を39戸と想定し、住宅建設費の利子補給及び引越し費用の補助を行う。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>町内においては、津波と地震による被災家屋(全壊、大規模半壊、半壊の合計)が約600戸に上っており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業が別途進められることから、集団移転先団地以外の宅地に自力再建する意向の世帯も出てきているため、安全性や環境に配慮した住宅ストック形成に向けた誘導措置が必要である。災害危険区域についてはH23.12.27に指定告示済である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	25	事業名	特定環境保全公共下水道事業		事業番号	D-21-1
交付団体		新地町	事業実施主体 (直接/間接)		新地町 (直接)	
総交付対象事業費		50,000 (千円)	全体事業費		50,000 (千円)	
事業概要						
<p>別途進められる防災集団移転促進事業により移転先として整備される住宅地や中島地区土地区画整理事業区域の下水道区域への編入や、津波により全壊し集団移転の対象となる集落 (埴浜、釣師、大戸浜など) における区域の再編などを実施し公共下水道事業の効果的な運営を図る。</p> <p>「第一次 新地町復興計画」の 17 ページ「(3) 住宅・暮らしの復興、①社会経済基盤の復興」の「主な取り組み」の中に「特定環境保全公共下水道の復旧、見直し」として位置づけている。</p>						
当面の事業概要						
<p><平成 24 年度></p> <p>防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等と調整を図りつつ、調査、測量・設計を行うとともに、都市計画や事業計画の変更認可申請や決定手続きを進める。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>先行地区における管渠築造工事に着手する。</p>						
東日本大震災の被害との関係						
<p>沿岸部において津波により全壊した集落の災害危険区域への指定 (H23.12.27 告示) に伴い、防災集団移転促進事業が進められるほか、JR 常磐線の移設整備に合わせて土地区画整理事業も進められ、新たな住宅地が造成されることから、公共下水道区域の再編が必要である。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						
<p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬巨理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p>						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	釣師地区防災緑地公園基本計画策定事業	事業番号	D-22-2-1
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	12,600 (千円)	全体事業費	12,600 (千円)		
事業概要					
<p>津波被害を受けた沿岸集落と農地の跡地に、津波への防御効果を発揮する丘陵、樹林地や慰霊の丘、スポーツ施設、津波避難ビル等からなる防災緑地公園を整備するため、基本計画の検討 (津波避難ビルの基本設計も含む) を行う。</p> <p>面積約 25ha。</p> <p>なお、この防災緑地公園は「第一次 新地町復興計画」の 28、29 ページにおいて「(3) 海のあるまち再生事業②公園緑地の整備」として位置づけているほか、改定予定の新地町地域防災計画にも位置づけられる事業である。また、当地区北端の砂子田川の北側の埴浜地区には福島県による防災緑地公園が整備される。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>現況分析、造成検討を行い基本計画図として取りまとめるとともに、概算工事費の算出を行う。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>津波による甚大な被害を受けた釣師集落のほぼ全域が災害危険区域の指定 (H23. 12. 27 告示) を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し、津波防御やスポーツ施設など新たな機能を有する防災緑地公園の整備を進める。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>予定地区内の沿岸部に位置する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-22-2				
事業名	釣師地区防災緑地公園整備事業				
交付団体	新地町				
基幹事業との関連性					
<p>防災緑地公園の建設に際しては、公園としての通常の機能に加え、周辺に計画されている他施設と連携して津波防御機能を発揮することが必要であるほか、復興を先導する事業としての役割も期待されるなど、防災緑地公園整備事業を復興促進へと効果的に繋げる方策の検討が必要となる。</p>					

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	新地町作田東地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-2
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	780,033 (千円)	全体事業費	780,033 (千円)		
事業概要					
<p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：作田東地区、面積：2.1 ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>別途、平成 23 年度予算により交付される測量等調査 (D-23-1「新地町防災集団移転促進事業」) を受け、平成 24 年度は移転先用地取得、宅地整地工事、移転促進区域の宅地買取等を実施する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>前年度に引続き、移転先用地取得、宅地整地工事を進める他、道路・上水道等の公共施設整備を進める。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	新地町作田西地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-3
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	852,927 (千円)	全体事業費	852,927 (千円)		
事業概要					
<p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：作田西地区、面積：2.9 ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>別途、平成 23 年度予算により交付される測量等調査 (D-23-1「新地町防災集団移転促進事業」) を受け、平成 24 年度は移転先用地取得、宅地整地工事、移転促進区域の宅地買取等を実施する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>前年度に引続き、移転先用地取得、宅地整地工事を進める他、道路・上水道等の公共施設整備を進める。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29	事業名	新地町岡地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-4
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	1,338,918 (千円)	全体事業費	1,338,918 (千円)		
事業概要					
<p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：岡地区、面積：3.8 ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>別途、平成 23 年度予算により交付される測量等調査 (D-23-1「新地町防災集団移転促進事業」) を受け、平成 24 年度は移転先用地取得、宅地整地工事、移転促進区域の宅地買取等を実施する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>前年度に引続き、移転先用地取得、宅地整地工事を進める他、道路・上水道等の公共施設整備を進める。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬巨理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	30	事業名	新地町雀塚地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-5
交付団体	新地町	事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)		
総交付対象事業費	1,229,347 (千円)	全体事業費	1,229,347 (千円)		
事業概要					
<p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：雀塚地区、面積：3.6 ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>別途、平成 23 年度予算により交付される測量等調査 (D-23-1「新地町防災集団移転促進事業」) を受け、平成 24 年度は移転先用地取得、宅地整地工事、移転促進区域の宅地買取等を実施する。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>前年度に引続き、移転先用地取得、宅地整地工事を進める他、道路・上水道等の公共施設整備を進める。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬巨理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	31	事業名	新地町大戸浜地区防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-6
交付団体	新地町		事業実施主体 (直接/間接)	新地町 (直接)	
総交付対象事業費	1,438,802 (千円)		全体事業費	1,438,802 (千円)	
事業概要					
<p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：大戸浜地区、面積：4.1 ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の22ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24年度></p> <p>別途、平成23年度予算により交付される測量等調査 (D-23-1「新地町防災集団移転促進事業」) を受け、平成24年度は移転先用地取得、宅地整地工事、移転促進区域の宅地買取等を実施する。</p> <p><平成25年度></p> <p>前年度に引続き、移転先用地取得、宅地整地工事を進める他、道路・上下水道等の公共施設整備を進める。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高10m以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					